

第 3 1 号議案

加東市いじめ問題対策連絡協議会条例の一部を改正する条例制定の件

加東市いじめ問題対策連絡協議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市いじめ問題対策連絡協議会条例の一部を改正する条例

加東市いじめ問題対策連絡協議会条例（平成 3 0 年加東市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 4 号中「中央こども家庭センター」を「加東こども家庭センター」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 3 条第 2 項の規定により新たに委嘱する委員の任期は、第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行の際現に在任する委員の任期満了の日までとする。

第 3 1 号議案 要旨

加東市いじめ問題対策連絡協議会条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

令和 3 年 4 月 1 日に兵庫県において加東こども家庭センターが開設され、加東市に係るこども家庭センター業務が中央こども家庭センターから移管されることに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

加東市いじめ問題対策連絡協議会の委員として委嘱を依頼する機関を改めること。（第 3 条関係）

3 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(組織) 第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる機関に所属する職員のうちから教育委員会 が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>中央こども家庭センター</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p>	<p>(組織) 第3条 (略)</p> <p>2 委員は、次に掲げる機関に所属する職員のうちから教育委員会 が委嘱し、又は任命する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>加東こども家庭センター</u></p> <p>(5)～(8) (略)</p>